

中小企業経営革新支援事業

事業の概要

中小企業を取り巻く経営環境は、消費者ニーズの多様化、価格競争の激化、情報化、国際化の進展等大きく変化しており、消費者のニーズにあった新商品の開発または生産、新サービスの開発または提供等による経営革新は、個々の企業にとって非常に重要なものとなっております。このような状況のなかで、宮城県では、今日的な経営課題にチャレンジする中小企業の経営革新を全業種にわたって幅広く支援するため、「中小企業等経営強化法」(平成 11 年 7 月 2 日施行)に基づき、「経営革新計画」の策定の相談、承認などを行っています。

内 容

■中小企業新事業活動促進法による経営革新計画の承認

- 対象者: 中小企業、個人、組合及び連合会
- 申請時期: 随時
- 経営革新計画の内容

事業者にとって新たな事業活動であって、以下の各類型を含むものが経営革新計画となります。

- ①新商品の開発又は生産
- ②新役務の開発又は提供
- ③商品の新たな生産又は販売の方式の導入
- ④役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動
- ⑤技術に関する研究開発及びその成果の利用

■計画の承認により利用できる支援策

- ①信用保証の特例
- ②日本政策金融公庫の特別利率による融資制度
- ③海外展開に伴う資金調達の支援措置
- ④中小企業投資育成株式会社からの投資
- ⑤起業支援ファンドからの投資
- ⑥小規模企業者等設備貸与事業の優遇措置
- ⑦特許関係料金減免制度
- ⑧販路開拓コーディネート事業
- ⑨新価値創造展(中小企業総合展)
- ⑩高度化融資制度
- ⑪食品等流通合理化促進機構による債務保証
- ⑫宮城県独自の融資制度 ・中小企業産業振興資金(新技術・新製品事業化資金)

※実際の利用には、それぞれの支援機関等における審査が必要です。

あわせて、希望する支援策の相談窓口で相談してください。

問い合わせ先・参考URL

宮城県経済商工観光部中小企業支援室 電話:022-211-2742

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/chukisi/kakusin.html>